

租税条約適用の手続きを忘れずに～対象は留学生・事業修習者など～

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に条約を定めたものをいい、相手国によってそれぞれ内容が異なります。

租税条約締結国からの留学生、事業修習者などで一定の要件を満たす場合は、所得税や市民税・県民税の課税の一部が免除される場合があります。

■市民税・県民税の免除手続き

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、市役所本庁税務課で手続きが必要です。

▷提出書類

- ①租税条約の規定による市民税・県民税免除に関する届出書
※届出書は市役所本庁税務課に備え付けている

ほか、市のホームページからダウンロードできます。

- ②税務署に提出した「租税条約に関する届出」の写し

▷提出期限＝3月15日(木)【期限厳守】

▷その他

- ・租税条約の対象期間中は毎年手続きが必要です。手続きをしていない年は、市民税・県民税が免除されませんので、給与支払者の皆さんはご注意ください。
- ・租税条約の詳細な内容、所得税の免除を受けるための手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

1月から2月まで「はたちの献血キャンペーン」を実施します

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

冬期は、献血者が減少しがちであるため、安全な血液製剤の安定的な確保が必要です。このキャンペーンは、成人式を迎えた「はたち」の若者を中心に、広く皆さんに献血に関するご理解とご協力をお願いするために実施されます。

医療に必要な全ての血液製剤を献血による国内自給で達成するため、1人でも多くの皆さんのご理解とご協力をお願いします。

期間中、右表のとおり献血を実施しますので、救える命のために、皆さんのご協力をお願いします。

また、2月は「バレンタイン献血」として、ご協力いただいた皆さんに記念品を差し上げる予定です。



■これから実施する期間中の気仙地区での献血

期 日	受付時間	会 場
1月21日(日)	10:45～12:30 14:00～16:30	デイリーポート新鮮館 大船渡店
1月22日(月)	9:00～12:00 13:30～16:30	㈱佐賀組
1月23日(火)	9:00～11:00 13:00～16:00	大船渡消防署(大船渡市防災センター) 太平洋セメント(株)大船渡工場
2月4日(日) ※バレンタイン献血	10:45～12:30 14:00～16:30	イオンスーパーセンター陸前高田
2月5日(月) ※バレンタイン献血	10:00～13:00 14:30～16:30	明治安田生命保険相互会社大船渡営業所 岩手県立大船渡病院
2月6日(火) ※バレンタイン献血	9:00～12:00 14:00～16:00	大船渡市役所本庁 東北電力(株)大船渡営業所

■献血ルーム(もりおか献血ルームmerci)

区 分	受付時間	所在地/問い合わせ先
全血献血	10:00～12:45 14:00～17:45	盛岡市大通2-3-7 CT33ビル4階(☎019-653-6511)
成分献血	10:00～12:00 14:00～17:00	※成分献血の予約・お問い合わせは☎0120-133-343

※土・日曜日、祝日は昼時間も中断せずに献血を実施しています。

大船渡税務署から確定申告のお知らせ

▷問い合わせ先＝大船渡税務署(☎@3481/所在地＝盛町字下館下7-22)

■自宅で申告書を作成する場合には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください



■大船渡税務署では、次のとおり申告書作成会場を開設します

会場開設期間前は、申告書作成会場を設置していませんので、会場開設期間中にお越しください。

なお、申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合がありますのでご了承ください。

▷開設期間＝2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日曜日を除く

▷受付時間＝午前9時～午後4時

※提出は午後5時まで

▷開設時間＝午前9時～午後5時

■確定申告書などの提出の際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です



詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。大船渡税務署(☎@3481)にお問い合わせください。
※税務署に電話でお問い合わせする場合は、音声案内が流れますので、お問い合わせの内容

■住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)に関する申告相談会の開催

住宅ローンを利用し平成29年中に自宅を新築・増築などをしたときは、住宅ローン控除を受けられる場合があります。

税務署では、次のとおり申告相談会を開催します。



▷日時・会場

- ・1月31日(水)午後1時30分～3時＝陸前高田市コミュニティホール
- ・2月1日(木)午後1時30分～3時＝リアスホールマルチスペース

▷持参するもの

- ①収支内訳書や源泉徴収票などの申告に必要な書類
- ②住宅取得資金に係る借入金の残高証明書(借入先から取得)
- ③家屋(および敷地)の登記事項証明書(法務局から取得)
- ④家屋(および敷地)の売買契約書の写しまたは家屋の工事請負契約書の写し
- ⑤補助金などを受け取っている場合はその金額を明らかにする書類の写し

■医療費控除を受ける人へ

平成29年分の確定申告から、領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。



により次の番号を押してください。

- ・確定申告に係るお問い合わせは「0」を選択して電話相談センターへ
- ・当税務署へのお問い合わせは「2」を選択して大船渡税務署へ